

平成27年12月25日

福岡医療圏薬剤師会
ご担当者様

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 小松 公秀

九州中央病院から、疑義照会方法の変更についてお知らせがございましたのでご連絡いたします。
併せて、福岡市内の広域病院疑義照会一覧、及び疑義照会連絡用紙も変更いたします。

平成27年12月22日

一般社団法人福岡市薬剤師会
会長 瀬尾 隆 様

九州中央病院 薬剤科
薬剤科部長 中野行孝

院外処方せん疑義照会方法の変更のお知らせ（お願い）

平素より、大変お世話になっております。

さて、疑義照会の手順を平成28年1月4日（月）から下記のように変更させていただきます。
つきましては、会員薬局への周知方、よろしく願いいたします。

記

1. 現行の疑義照会手順

- ① 保険薬局から院外処方せん窓口に電話
- ② 院外処方せん窓口職員が薬剤科薬剤師に伝達
- ③ 薬剤科薬剤師が主治医に疑義照会
- ④ 主治医からの回答は、薬剤科薬剤師が保険薬局に連絡



2. 変更後の疑義照会手順

- ① 平日8時30分から17時の間は、保険薬局が「九州中央病院疑義照会連絡用紙」に記載して、院外処方せん受付窓口へFAX（092-554-5528）して下さい。
17時以降は、院外処方せん受付窓口の職員不在のため、上記へFAX送信後、薬剤科へお電話下さい。（病院代表TEL：092-541-4936）
- ② 院外処方せん窓口職員は、受け取った疑義照会FAXを薬剤科薬剤師に渡す
- ③ 薬剤科薬剤師が主治医に疑義照会
- ④ 主治医からの回答は、薬剤科から保険薬局に電話で連絡
- ⑤ 変更内容は、お薬手帳で次回受診時に主治医へ情報提供
（※次回主治医へお薬手帳を提示することを、患者様へお伝えください）

3. 疑義照会用紙

疑義照会内容は、簡潔に分かりやすくご記載ください

以上